

関内農業研修センター営農検証業務委託
プロポーザル実施要項

令和5年3月

伊達市

1. 目的

農業研修センターは、伊達市（以下「本市」という。）において農業を志す者又は農業を後継しようとする者の就農及び営農する者の技術向上を支援し、もって地域の農業活性化及び持続可能な農業経営に資するため、農業技術の実証及び研修の場を提供することを目的としている。

気象条件に影響を受けにくく安定的に作物を栽培できるとして注目されている環境制御型農業を実践する施設園芸を基軸とした新規就農者等の研修体制整備を行うため、農業研修センターにおいて営農とデータ集積を行い、農業研修センター運営の収支モデルや研修生の独立後の経営収支モデルを検討する営農検証業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するので、次のとおり参加希望者を募集する。

2. 業務の概要

- (1) 名 称 関内農業研修センター営農検証業務
- (2) 委託期間 契約締結日 から 令和6年3月31日 まで
- (3) 業務内容 別紙「関内農業研修センター営農検証業務委託仕様書」のとおり
ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された事業者の提案内容に応じて、仕様書を変更することがある。

3. 全体スケジュール（予定）

内 容	日 時
公告（本要項等の公表）	令和5年3月14日（火曜日）
本プロポーザルに係る質疑の受付期間	令和5年3月15日（水曜日）から 令和5年3月20日（月曜日）まで
本プロポーザルに係る質疑への回答	令和5年3月22日（水曜日）
参加表明書の提出期間	令和5年3月23日（木曜日）から 令和5年3月29日（水曜日）まで
提案書の提出期間	令和5年3月30日（木曜日）から 令和5年4月10日（月曜日）まで
プロポーザル審査会の実施通知	令和5年4月11日（火曜日）
プロポーザル審査会	令和5年4月19日（水曜日）
審査結果及び受託候補者の公表	令和5年4月20日（木曜日）
契約締結	令和5年5月2日（火曜日）

4. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、以下のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の指名停止措置又は排除措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基

づく更生手続きの開始がされていないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 北海道での施設園芸及び環境制御に精通し、トマト、ナス、きゅうりの栽培や圃場管理を行える者を確保できること。

5. 企画提案等に関する質問及び回答

質問は、様式第 5 号の質問書を電子メールに添付して行うものとし、訪問や電話等での質問は受け付けない。質問は参加表明書、企画提案書等提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

なお、質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせをする場合がある。

- (1) 受付期限
令和 5 年 3 月 15 日（水曜日）～令和 5 年 3 月 20 日（月曜日）17 時 00 分（必着）
- (2) 質問の提出先
事務局：伊達市経済環境部農務課農政係（E-Mail：noumu@city.date.hokkaido.jp）
- (3) 質問書への記載事項
事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問内容
送信メールの件名は、「【事業者名】関内農業センター営農検証業務委託質問事項」とする。
- (4) 回答方法
すべての質問及び回答について、令和 5 年 3 月 22 日（水曜日）までに市ホームページ上に掲載する。

6. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和 5 年 3 月 29 日（水曜日）17 時 00 分（必着）
 - (2) 提出先
事務局：伊達市経済環境部農務課農政係
 - (3) 提出書類（各 1 部）（コンソーシアムの場合、構成員全て）
 - ① 事業者概要がわかる資料（パンフレット等）
 - ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ③ 伊達市税に滞納が無いことの証明（伊達市に納税義務がある場合のみ）
 - ④ 国税に滞納が無いことの証明（納税証明書（その 3 の 3））
 - ⑤ コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書（様式例その 1）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例その 2）
- ※上記書類中、官公庁が発行する証明書は、告示日（令和 5 年 3 月 14 日）以降のもの又は有効期限内のものとする。

- (4) 提出方法

電子メール又は郵送

※参加表明書を提出後、事務局あてに電話連絡を入れること。また、郵送による場合は、提出期限必着とする。

7. 企画提案書等及び価格提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年4月10日（月曜日）17時00分（必着）

(2) 提出先

事務局：伊達市経済環境部農務課農政係

(3) 提出書類

① 企画提案書提出書（様式第3号） 正本1部

② 企画提案書 正本1部、副本5部

様式及びページ数は任意とするが簡潔に「関内農業研修センター営農検証業務委託仕様書」の記載内容について記述すること。

また、(ア) 事業者概要

(イ) 作業スケジュール等

(ウ) 栽培作物の品種

については、必ず明記すること。

さらに、本業務委託に取り組む基本姿勢、実施体制等、その他提案事項があれば記載すること。

③ 価格提案書（様式第4号） 正本1部

本業務委託に係る費用総額（消費税額を除いた金額）を記載すること。

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

※持参する場合は、持参する時間をあらかじめ事務局に連絡すること。

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、以下により書類を提出すること。

(ア) 提出先 事務局：伊達市経済環境部農務課農政係

(イ) 提出書類 辞退届（様式第2号）

(ウ) 提出方法 郵送又は持参

※郵送する場合は、事前に事務局あてに電話連絡を入れること。

※持参する場合は、持参する時間をあらかじめ事務局に連絡すること。

8. 受託候補者の選定方法

(1) 受託候補者は、参加表明書を提出した者の中から選定する。

(2) プロポーザル方式により受託候補者を決定するにあたり、市職員及び有識者で構成する「伊達市農業研修センター営農検証業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を

設置する。

- (3) 審査会は、提案書等の内容について書類審査と企画提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、下記に基づき評価し、審査委員の平均評価点の最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、審査会で審査した結果、その平均評価点が100点満点中70点に達しない場合は選定しないものとする。

評価区分		配点	評価掛け率
業務遂行能力	営農実績について	5	A（優れた提案） 掛率1 B（やや優れた提案） 掛率0.75 C（標準的な提案） 掛率0.5 D（やや劣る提案） 掛率0.25 E（劣る提案） 掛率0
	営農体制について	5	
	スケジュールについて	5	
企画提案能力	営農（生育）方法及び検証方法について	15	
	栽培植物（品種）の有効性について	10	
	提案内容の的確性、実現性について	15	
	販路の確保について	15	
価格	費用対効果等の適正について	30	最も低い金額を提示している提案を30点とし、その他の提案は、最低提示金額／各提示金額に30点を乗じたもの（小数点以下第2位まで）とする。

- (4) 本プロポーザルへの参加表明者が1名の場合でも、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- (5) 審査結果は、市ホームページで公開するとともに、参加したすべての事業者へ通知する。

9. プロポーザル審査会（予定）

(1) 日 程

令和5年4月19日（水曜日）

※時間は後日連絡とする。

(2) 場 所

伊達市役所内会議室

※新型コロナウイルスの感染状況により変更となる場合あり

(3) 結果通知

令和5年4月20日（木曜日）に書面にて通知する。

※結果はすべての提案者に書面にて通知するが、通知後の審査内容についての問い合わせ

せには一切応じない。

10. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽記載があった場合
- (2) 公正に欠いた行為があったとして審査会が認めた場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、審査会が再提出を指示したにも関わらず、期限内に提出されなかった場合

11. その他

- (1) 契約については、受託候補者と協議の上、速やかに契約を締結する。なお、その者が契約の締結前に資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において契約の締結ができない場合、次順位の者と協議を行うものとする。
- (2) 企画提案に要する経費については、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出書類一式は、審査結果に関わらず返却しない。
- (4) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施またはその後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を本市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)

12. 事務局

伊達市経済環境部農務課農政係 担当：渡邊

〒052-0024 北海道伊達市鹿島町 20 番地 1

TEL 0142-82-3201

FAX 0142-23-1084

E-MAIL noumu@city.date.hokkaido.jp